

汚泥再生処理センター消防設備保守業務委託仕様書

この仕様書は、秋田市（以下「甲」という）が受託者（以下「乙」という）に汚泥再生処理センター消防設備保守業務を委託するに当たり必要となる事項を定めるものである。

1 目的

「消防法第17条の3の3」および「消防法施行規則第31条の6」に基づき、汚泥再生処理センター内にある各消防設備の点検を行い、消防設備の正常な機能を維持することを目的とする。

2 履行場所

- (1) 名称 汚泥再生処理センター
- (2) 住所 秋田市向浜一丁目13番1号

3 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4 別紙添付書類

- (1) 汚泥再生処理センター全体配置図
- (2) 汚泥再生処理センター火災報知設備配置図（1階、2階）
- (3) 汚泥再生処理センター消防設備一覧

5 点検対象設備

- (1) 消火器具
- (2) 自動火災報知設備
- (3) 非常警報設備
- (4) 誘導灯
- (5) 防火排煙設備
- (6) 配線

6 点検内容

「消防法第17条の3の3」および「消防法施行規則第31条の6」に基づき、各消防設備の点検を行い、点検表を作成の上、甲へ提出すること。

- (1) 機器点検（1回／年 7、8月中に実施すること。）

ア 機能点検

消防用設備等の機器の機能について、外観および簡易な操作により判別できる事項を消防用設備等の種類等に応じ確認を行うこと。

イ 外観点検

消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無、その他の主として外観から判別できる事項を消防用設備等の種類等に応じ確認を行うこと。

ウ 報告

9月末日までに点検表を2部提出すること。

(2) 総合点検（1回／年 1～3月中に実施すること。）

ア 消防設備等の全部又は一部を作動および当該消防設備等を使用することにより、当該消防用等の総合的な機能について確認を行うこと。

イ 報告

3月15日までに点検表を2部提出すること。

7 業務統括責任者の選任

乙は、本業務を遂行するに当たり、業務統括責任者を選任すること。

8 業務統括責任者の責務

- (1) 業務統括責任者は、契約書、仕様書、その他関係書類により、業務目的、内容等を十分理解し、効率的な業務遂行に努めること。
- (2) 作業員の技能向上と安全管理に努めること。

9 提出書類

(1) 乙は、契約締結後、速やかに次の書類を甲に提出すること。

ア 業務統括責任者選任届

イ 緊急時連絡先

ウ 当該点検業務実施に際する消防法および消防法施行規則に基づく資格又は免状の写し

(2) 業務の報告

各年度末まで、業務完了報告書（甲指定様式）により、1年ごと提出すること。

10 その他

甲が、設備に異常を認めて通知したときにも、速やかに点検資格のある技術者を派遣して、乙の負担にて保守点検すること。

11 安全管理

乙は、本業務実施に当たり、関係法令および条例その他を遵守するとともに、安全確保に十分留意し、労働災害発生の防止に努めること。

12 損害

乙は、本業務の実施によって施設に損壊等を及ぼしたときは、直ちに甲に報告するとともに、必要な応急処置を講じ、乙の負担で原状復旧すること。また、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

13 定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上、定めるものとする。